

役員等報酬規程

社会福祉法人ひまわり会 役員等報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会（以下「当法人」という。）の定款第 8 条及び第 2 1 条並びに評議員選任・解任委員会規程第 1 4 条の規定に基づき、評議員、役員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう
- (2) 役員とは、定款第 1 5 条に基づき置かれる者をいう
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第 6 条に基づき置かれる者をいう
- (4) 報酬とは、職務執行の対価とする
- (5) 旅費とは、職務執行に伴い発生する交通費、宿泊費、その他必要な経費をいい、報酬とは区分されるものとする

(役員等の報酬)

第 3 条 当法人の役員等に対しては、職務執行の対価として別表 1・2 により報酬を支給するものとする。ただし、同日にあわせて行った当法人の業務についての報酬は支給しない。なお、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(旅 費)

第 4 条 当法人の役員等が、別表 1・2 に該当する職務執行を行った場合、別表 3 により旅費を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、別表 2 に該当する法人業務のための出張を行った場合のみ、別表 3 により旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 当法人の役員等に対する報酬等は、別表 1 についてはその都度、現金により支給する。

2 別表 2 については、出張終了後、当月末に現金により支給する。ただし、必要により出張に要する費用の仮払いを受けることができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(役員等退任慰労金)

第 6 条 当法人の役員等が退任する場合において、別表 4 により退任慰労金を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、支給しない。

(公 表)

第 7 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 8 条 本規程は、評議員会の決議を経て改廃することができる。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日より施行する

この規程の制定をもって従前の「役員等の報酬等に関する規程」は廃止する

改 正

この規程は 令和 4 年 7 月 1 日より一部改正

別表1 (日額)

| 区 分 | 職 務 | 報酬額 |
|------------|--|--------|
| 評 議 員 | 評議員会への出席 上記他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |
| 理 事 | 理事会・評議員会への出席 上記他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |
| 監 事 | 理事会・評議員会への出席 監事監査への出席 上記他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |
| 評議員選任・解任委員 | 委員会への出席 | 5,000円 |

別表2 (日額)

| 区 分 | 職 務 | 報酬額 |
|-------|----------------|---------|
| 役 員 等 | 法人及び施設業務のための出張 | 10,000円 |

別表3 (旅費)

| 区 分 | 交通費 | 宿泊費(1泊につき) | その他必要経費 |
|-------|-----|------------|---------|
| 役 員 等 | 実 費 | 20,000円 | 実 費 |

自家用車利用の場合の旅費の計算

| | |
|--------|---------------|
| 10km未満 | 300円 |
| 10km以上 | 1km増すごとに30円加算 |

別表4 (退任慰労金)

| 在 任 期 間 | 慰労金額 |
|------------|----------|
| 1年以上 5年未満 | 30,000円 |
| 5年以上 10年未満 | 50,000円 |
| 10年以上 | 100,000円 |